

(別紙様式2)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 岡山県
農業委員会名： 西粟倉村農業委員会

I 農業委員会の状況(令和4年3月31日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	127	14				141
経営耕地面積	79	4	3	1		83
遊休農地面積	5.2	0.1	0.1			5.3
農地台帳面積	162.81	19.78				182.59

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	145
自給的農家数	66
販売農家数	79
主業農家数	4
準主業農家数	10
副業的農家数	65

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	169
女性	70
40代以下	1

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	12
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	0
農業参入法人	2
集落営農経営	1
特定農業団体	0
集落営農組織	1

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	14	12
認定農業者	—	6
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	0
40代以下	—	0
中立委員	—	0

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	—	—	—

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和4年3月末現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	145ha	32.4ha	22.3%
課 題	農業従事者の減少及び高齢化により、農地の分散錯圃等が、農地の確保、有効利用を図る上での課題となっている。集積が進んでいない農地においては一筆の面積が小さかったり、圃場整備が実施されていない等の条件の悪い土地が多く、引き受け手が見つかりにくいいため、流動化が進まない。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
32ha	32.4ha	1.0ha	101.2%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	円滑な権利移動ができるよう、広報誌等を活用し、農業経営基盤強化促進法により利用権設定の制度の周知を実施(年1~2回程度) 農地利用集積円滑化団体である農協及び農業委員と協力し、農地の貸し出し希望者の掘り起こし等、情報収集に努める。
活動実績	農業委員を通じ、利用権設定制度についての周知及び設定の促進を図った。 農地の貸し出し希望についての情報を把握し、利用調整に努めた。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	農地の流動化が進まず、担い手への農地集積も難しいため、目標値は適当である。
活動に対する評価	目標は達成できなかった。今後も制度についての周知、利用調整について適切に対応する必要がある。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	元年度新規参入者数	2年度新規参入者数	3年度新規参入者数
	0 経営体	2 経営体	1 経営体
	元年度新規参入者が取得した農地面積	2年度新規参入者が取得した農地面積	3年度新規参入者が取得した農地面積
	0 ha	1.1 ha	0.2 ha
課題	農家の高齢化や後継者不足により、地域農業の担い手が減少しており、各地区の状況に合わせた担い手の確保・育成を図っていく必要がある。村内において専業農家は極めて少なく、農業従事者の高齢化が深刻であり、認定農業者を中心とした担い手の育成や、中山間直接支払の集落協定内での主となる担い手の確保、育成が急務である。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
0 経営体	1 経営体	-
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
0 ha	0.2 ha	-

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農業委員等から意欲ある農業者の情報収集を行い、新たな認定農業者候補を発掘、確保に努める。
活動実績	候補者となりうる農業者への制度の普及啓発及び担当課との連携を図った。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標値は0経営体であったが、参入実績は1経営体の増となった。
活動に対する評価	今後もさらなる獲得に向けて継続して制度の普及啓発を図る。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和4年3月末現在)	管内の農地面積(A) 149.11ha	遊休農地面積(B) 5.3ha	割合(B/A×100) 3.5%
課 題	農地の利用状況調査の円滑な実施と遊休農地の所有者等への指導徹底が必要。		

- ※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
- ※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
0.5ha	0.0ha	0.00%

- ※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入
- ※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	農地の利用状況調査	調査方法 1 管内全域を調査区域とし、道路からの目視による巡回調査を一斉に実施(遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、地図等に記録) 2 調査区域を12地区に区切り、担当の農業委員を定めて調査 3 農地が集团的に利用されている地域等周辺農業に及ぼす影響の大きい地域から順次調査	12人	7月
農地の利用意向調査	調査実施時期:10月～11月			
その他の活動				
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		12人	8～11月	12月
	農地の利用意向調査	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		12月～1月	1月～2月	
		第32条第1項第1号(緑)	第32条第1項第1号(黄)	第33条
	調査数: 52 筆	調査数: 9 筆	調査数: 9 筆	
	調査面積: 4.1 ha	調査面積: 0.4 ha	調査面積: 0.6 ha	
その他の活動				

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標値は達成できなかったが、目標としては妥当である。
活動に対する評価	活動計画に沿って農地パトロールを実施した。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和4年3月末現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	141ha	0.1ha
課 題	遊休農地の増加に伴う残土等の不法投棄の未然防止が、農地の確保、有効活用を図る上での課題である。特に民家から離れた山間部に点在する農地については、違反転用の発見が遅れがちであり、重点的な監視活動が必要である。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度実績

実 績①	増減(B-①)
0ha	0.1ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	通年で農地パトロールを徹底し、違反転用の未然防止に努める。 広報誌及びホームページを利用し、広く一般へ向けた農地制度の周知啓発の徹底を行う。
活動実績	通年での農地パトロールを徹底した。
活動に対する評価	違反転用を未然に防止することは重要課題の一つであり、 広く一般へ向けた転用制度の周知と定期的な農地パトロールの実施は今後も継続して行う。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等
詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 4件、うち許可 4件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数			
	是正措置	特になし			
総会等での審議	実施状況	農業委員会総会において審議。各事案毎に事務局及び担当農業委員より事案の説明を行い、許可基準に基づき審議する。			
	是正措置	特になし			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	4件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	特になし			
審議結果等の公表	実施状況	総会議事録を作成し、HPに公表			
	是正措置	特に無し			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 25日	処理期間(平均)	25日
	是正措置	特になし			

2 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 2件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類と農地基本台帳との照合、図面及び地積簿・謄本等の確認、申請者からの情報の聞き取り、必要に応じた現地調査の実施。			
	是正措置	特になし			
総会等での審議	実施状況	毎月1回農業委員会総会において審議。各事案ごとに事務局及び担当農業委員より事案の詳細説明を行い、転用計画の必要性、妥当性、周辺農地等への被害防除計画等について許可基準に照らし合わせて厳格に審議。			
	是正措置	特になし			
審議結果等の公表	実施状況	総会議事録の作成			
	是正措置	特になし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 50日	処理期間(平均)	50日
	是正措置	特になし			

3 農地所有適格法人からの報告への対応・・・該当なし

4 情報の提供等

点検項目		具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 4 件	公表時期 令和4年3月
		情報の提供方法:ホームページに掲載	
	是正措置	-	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 14 件	取りまとめ時期 令和4年3月
		情報の提供方法:農地の権利移動・借賃等調査(令和3年分)により公表	
	是正措置	-	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 183.18 ha	
		データ更新:農地法の許可・届出、基盤強化法による広告、農地利用状況調査・農地利用意向調査の状況等について随時更新	
	公表:全国農地ナビに掲載		
是正措置	-		

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	(要望・意見) なし (対処内容) なし
農地法等によりその権限に属された事務	(要望・意見) なし (対処内容) なし

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 0 件

提出先及び提出した意見の概要	
----------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--